

図3-5 利用客の確認方法
(n=269) ※複数選択

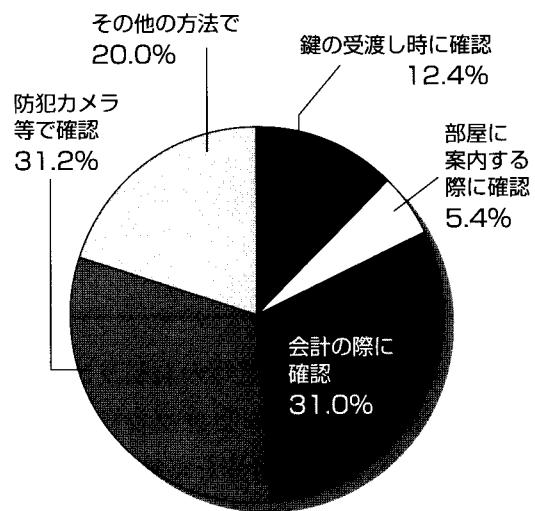


図3-6 利用客チェックイン方法
(n=269)

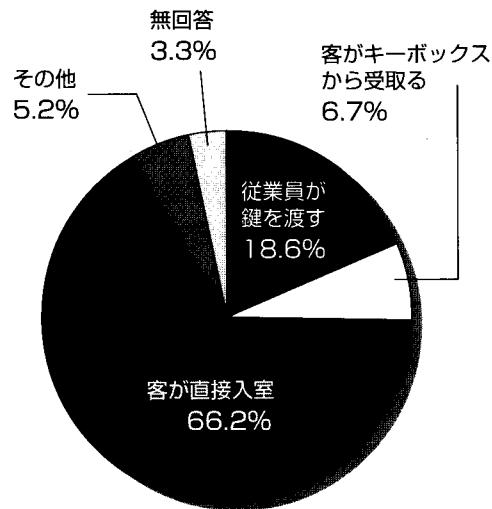


図3-7 チェックアウト方法
(n=269)

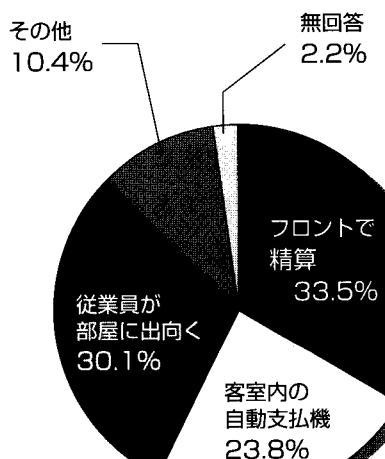


表3-7 利用客の住所氏名の記載 n=269 (%)

	宿泊客	休憩客
記載している	29.4	13.0
していない	67.7	82.2
無回答	3.0	4.8
合 計	100.0	100.0

第6節 看板・広告の現状と意見

1. 看板の現状

Q 25. モーテル・ラブホテルに関する風営適正化法の規制についてどう思いますか。

- 1. どんな場所であっても禁止した方がよい
- 2. 今までよい
- 3. どんな場所であっても禁止の必要はない
- 4. 地域を限って禁止した方がよい

Q 26. あなたのホテルは看板等を掲示していますか。

Q 26 - SQ1. 以下の場所にあなたのホテルの看板等はありますか。(複数選択)

- ア) 建物の屋上・外壁 イ) 敷地内 ウ) 建物(塀)の外周
エ) 建物近隣(100メートル以内)の道路沿い
オ) 建物から離れた(100メートル以内)道路沿い
カ) 駅の構内・周辺 キ) その他(場所:)

Q 29. あなたのホテルは看板等以外の広告・宣伝をしていますか。

Q 29 - SQ1. (Q 29で「1. はい」と答えた方のみお答えください。)

以下の方法で広告・宣伝をしていますか。(複数選択)

- ア) テレビ・ラジオCM イ) 雑誌広告 ウ) 新聞広告
エ) インターネット オ) ビラ・チラシ カ) その他()

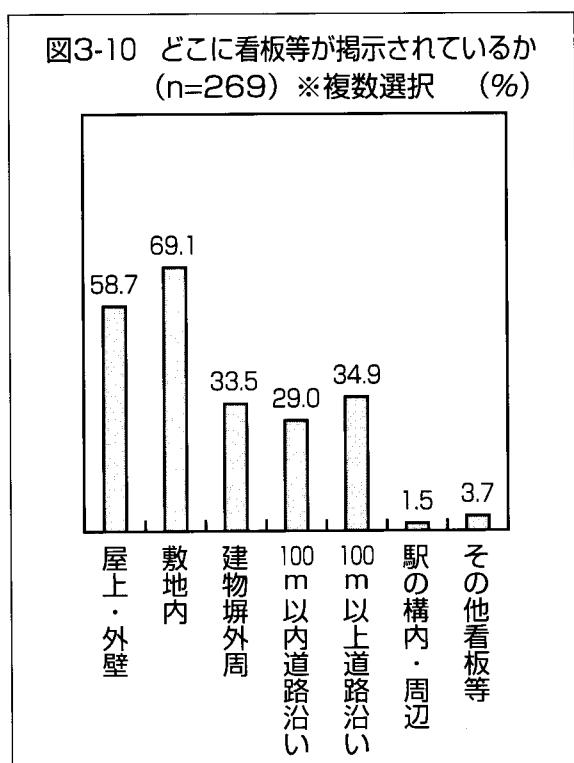
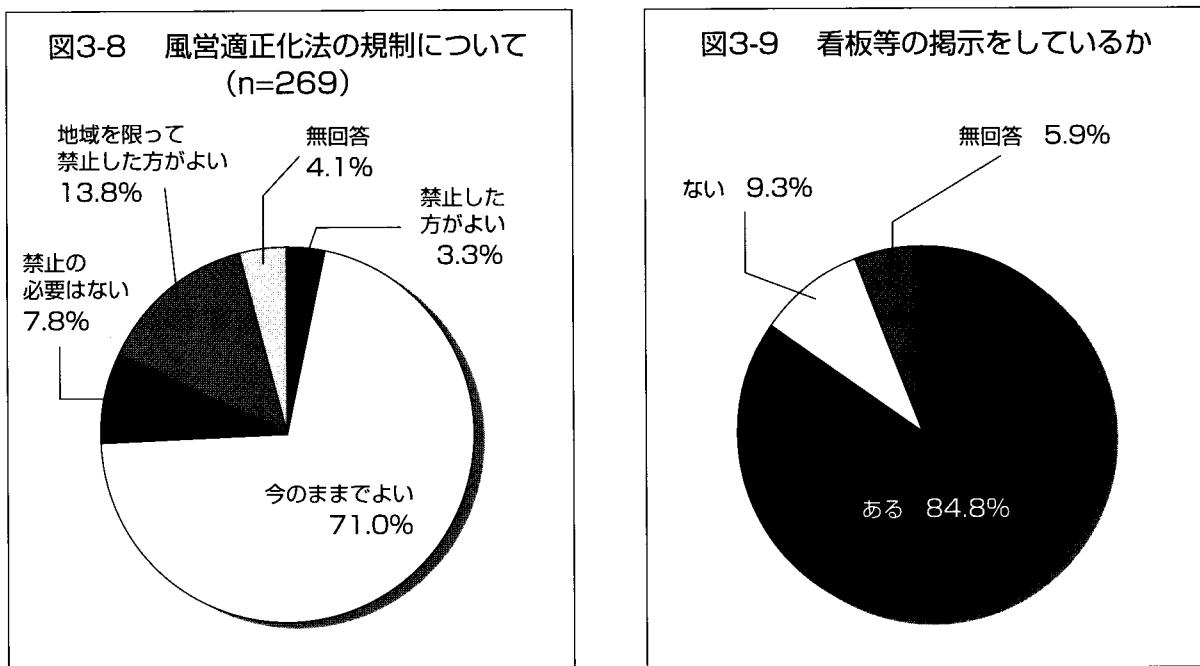
風営適正化法では、広告・設置看板の場所を規制しているほか、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈基準(平成11年2月 警察庁生活安全局)(※第Ⅲ部資料編参照)」では、公道、駅前広場等多数の人間が通行する場所で行われる場合、広告物自体を移動させる場合、ビラ配り等公衆の各人に手渡す場合に分けて、広告の大きさの制限をしている。また、広告の内容についても、ア. 清浄な風俗環境を害するもの、イ. 視覚に訴える広告・宣伝にあっては、典型的には衣服を脱いだ人の姿態や性交、性交類似行為、性器等を描写するもの、営業所内でひわい行為が行われていることを表すもの、ウ. 聴覚に訴える広告・宣伝にあっては、その内容がひわいな場合等を規制の対象にしている。

今回の基準では、上述のような看板の規制がひとつの焦点となつたが、現在、モーテル・ラブホテルの看板や広告はどのようにになっているのだろうか。また、営業者は看板や広告についてどのような意見を持っているのだろうか。

ここではまず、広告や看板について見る前に、まず図3-8で、風営適正化法による地域の規制についての営業者の意見を見てみよう。モーテル・ラブホテルを「どんな場所であっても禁止した方がよい」とする意見は少数派で3.3%であった。同時に、規制反対派である「どんな場所であっても禁止の必要はない」も7.8%と1割足らずであった。さらに、条件付の規制反対派である「地域を限って禁止した方がよい」も13.8%であった。そして、「今までよい」が大多数を占め7割強となっていた。営業者は現状のままを望んでいる。

続いて、看板等掲示の現状を見てみよう。図3-9を見ると、84.5%の営業所が看板等を掲示している。そして、図3-10で看板の設置場所を見ると、最も多いのが「敷地内」のおよそ7割、続いて「建物の屋上・外壁」のおよそ6割となっている。さらに、「建物(塀)の外周」もおよそ3分の1ある。このように看板の主たる設置場所は営業所内外になっている。また、道路沿いでは、「建物近隣(100メートル以内)の道路沿い」が29.0%、「建物から離れた(100メートル以上)道路沿い」が34.9%となっている。

さらに、「看板等以外の広告・宣伝をしていますか」とたずねたところ、およそ4分の1、24.2%の営業所が看板等以外の広告・宣伝をしていると答えている(図表省略)。しかしながらその割合は少なく、「雑誌広告」が最も多くて14.5%、続いて、「インターネット」が11.5%、そして「テレビ・ラジオCM」と「新聞広告」が4.8%でならんでいる。「ビラ・チラシ」はわずか1.1%となっている。モーテル・ラブホテルの広告媒体としては、量的に見ると、やはり看板が主となっており、看板以外のものは極端に少ないことがわかる。



2. 広告規制への意見① 看板設置場所の規制について

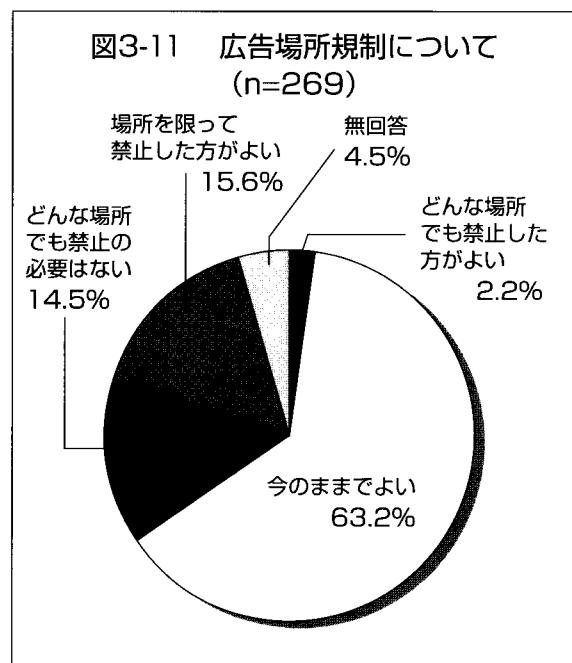
- Q 30. モーテル・ラブホテル営業の広告場所規制についてどう思いますか。
1. どんな場所であっても禁止した方がよい
 2. 今のままでよい
 3. どんな場所であっても禁止の必要はない
 4. 場所を限って禁止した方がよい

モーテル・ラブホテル営業者は、広告の規制についてどのような考えをもっているのだろうか。図3-11と図3-12を用いて、彼らの意見を見てみよう。最初に、図3-11で設置場所規制につい

て見ると、「どんな場所であっても禁止した方がよい」という全面禁止派は2.2%とごくわずかで、「今までよい」が63.2%と6割を超えており、そして、「どんな場所であっても禁止の必要はない」という全面規制緩和派は14.5%で、あまり多くない。「場所を限って禁止した方がよい」という条件派も15.6%と少ない。設置地域の規制の場合と同じで、営業者たちは現状維持を望んでいる。

なお、「場所を限って禁止した方がよい」と答えた営業者は、その具体例として自由回答で下記のような場所を答えている。これらを見ると、広告や看板の設置場所の規制については、大きく分けて、敷地内のみにすべきである、学校や公共施設の近くは規制すべきである、住宅地は規制すべきであるという3つの意見が書かれていた。

※ なお、これ以降の自由回答は、原則として記述のあったものを全てそのまま掲載するが、記述内容が質問と一致しないものなどは掲載しない。また、一部の字句を訂正している。



Q 30. (「4. 場所を限って禁止した方がよい」自由回答) 広告・看板設置場所の部分規制についての具体的意見

【敷地内のみにすべき】

- ・敷地内はよい。其の他は禁止。
- ・どんな業種でも広告看板は営業敷地内以外はない方がよい。
- ・敷地内及び入り口のみ許可すべきである。
- ・ホテルの入り口以外は禁止すべきである。

【学校・公共施設の近くは規制すべき】

- ・住宅街・学校関係の施設のある場所。
- ・未成年者が集まるような場所は禁止にした方がよい。
- ・小学校、中学校、高等学校などの近くの道路。
- ・学校など公的施設の近く。
- ・学校の近くとかは禁止した方がいいが、富山県のように案内看板はすべて駄目というのはやりすぎと思う。
- ・学校・病院・公共の場所など。

- ・病院、学校、保育園、専用住宅等の近郊の場所。
- ・学校周辺
- ・学校周辺
- ・文教地域等をはずす。
- ・学校・公園など18歳未満の子ども達が出入りする場所。
- ・ラブホテルなどの派手な看板は学校の近くでは遠慮すべきだ。
- ・小学校、中学校、高校等学生の通学路に近い場所、学校に近い場所は禁止した方がいい。
- ・学校の近くを限って禁止した方がよい。
- ・学校や公共施設の付近。
- ・通学道路はよくないです。派手なものはよくないです。
- ・近年はレンタカーでの遠距離からのお客が増加している。道案内程度の広告看板がないと郊外のホテルは営業が難しい。学校の近くは禁止、病院の近くは（病院の了解を得）一定の制限で案内看板は必要であり、今回の全面禁止の法改正では国民に不親切である。

【住宅地は規制すべき】

- ・利用客はラブユースの客ばかりではない。利用客減の中、従来あった旅のビジネス客、観光客の利用が減ったことは痛い。（看板の撤去により）住宅地域は駄目でも国道など道路沿線には大きさ・色・デザイン・数など規制を受けても認めてほしい。県により不公平があるのは納得いかない。風営適正化法以後のホテル（利用客がラブユース主の）の看板が規制されないのはまったく納得がいかない。
- ・渋谷の道玄坂や歌舞伎町の様に集まっている場所はやむを得ないのでないのではないか。他の場所では禁止すべきです。
- ・住宅街、学区外は除く。

【その他】

(2番に○) 広告規制条例に基づいて行うべきである（一般広告）。

- ・場所を限って認めて欲しい。
- ・店舗自体が風営的規制を重ね重ね歴史を作ってきてている。既に今日までに行政法の洗礼を受けて辛苦に耐えて存続してきた現実がある。今更この業界に何を求めるかを荷せる算段か理解に苦しむ。
- ・我々公安委員会へ届けて、車のナンバー入り等全部3か年ほど保管して警察も何度か調べにきているのに、今年から敷地外は全部取り外せ、との命令で外したあと、すぐその土地へ高層のラブホテルの看板が建てられてもそれは違法ではないとのことで、警察に行っても取りあってもらえない。これはどういう法律でしょうか。
- ・現代社会において今の未成年者には必要なし。雑誌漫画の方がもっと考えるべきである。
- ・旅館業等であるから今までよい。

3. 広告規制への意見② 広告表現の規制について

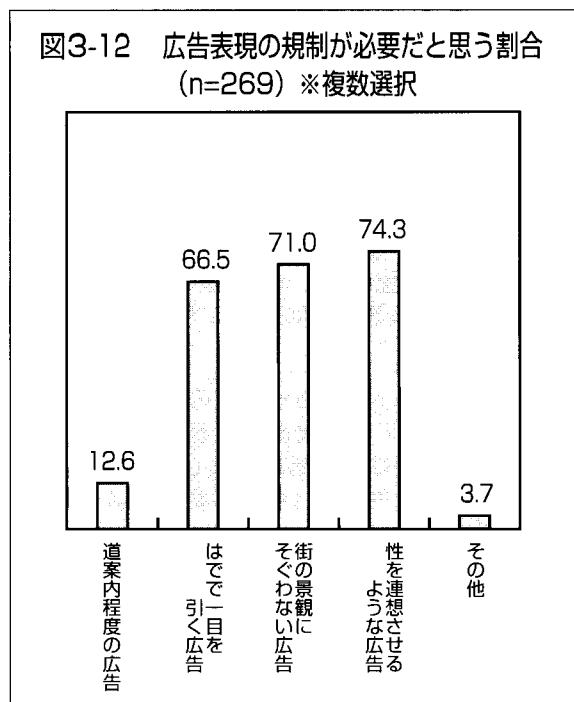
Q 31. モーテル・ラブホテル営業の広告表現についてどう思いますか。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ア) 道案内程度の広告 | イ) はでで人目を引く広告 |
| ウ) 街の景観にそぐわない広告 | エ) 性を連想させるような内容の広告 |
| オ) その他、規制が必要と思う広告の具体例 | |

続いて、広告表現の規制についてたずねた結果が図3-12である。この図では、表現のタイプごとに規制が必要だと思う割合を示しているが、「性を連想させるような内容の広告」を規制する必要があると答える割合が74.3%と最も高く、続いて「街の景観にそぐわない広告」が71.0%、「はでで人目を引く広告」が66.5%となっている。これら3つのタイプはいずれも人々に否定的な感情を引き起こせるものと言える。これに対して、「道案内程度の広告」は12.6%のみが規制の対象

にすべきとしており、大半の営業者が規制の必要がないと見ている。

営業者が「その他、規制が必要と思う広告の具体例」として挙げたのは下記のような例である。



Q 31. 規制が必要だと思う広告の具体例

- ・各都道府県に於いて規制しているようであるからそれに従えばよい。
- ・バスの中
- ・Q 25 の問い合わせに答えた内容が主体をなす訳ですが、都市型ホテルの看板は以前にもまして増えている現状を見るに、全くナンセンスである。
- ・高層ホテルと、平屋 2 階程度の小さいホテル等で法が違うのはどう違うのでしょうか。
- ・道案内程度といえども入り口近くに限定すべきである。
- ・料金の屋外広告（掲示）の全面禁止を希望します。宿泊または休憩の料金を屋外の入り口等の外壁に掲示するのは低額の過当競争になり、低額料金を掲示すればイメージが悪く、小銭を持った中高生、未成年者も入場してくる危険性があります。
- ・料金を屋外に掲示してあるのは品位が落ちるので規制した方がよい。
- ・法 4 号の届出のない新規ラブホテルでいかがわしい看板がかなりあり、どうかと思う。届出のあるホテルの案内目的のものの方がずっと清潔である。

第7節

近隣への迷惑とシティホテルとの違い

- Q 35. あなたは、モーテル・ラブホテル営業が、近隣の住民等に対して迷惑をかけたり教育的に問題な影響を与えていていると思いますか。
- Q 36. あなたは、モーテル・ラブホテルと高級シティホテルとを比べてみて、次のことをどう思いますか。(複数選択)
- ア) 性的行為に利用されていること
 - イ) 不倫に利用されていること
 - ウ) 売春や援助交際に利用されていること

図3-13は、自分のモーテル・ラブホテル営業が、近隣の住民等に対して迷惑をかけたり教育的に問題な影響を与えていると思うかたずねた結果である。「とてもそう思う」が2.6%、「ややそう思う」が9.7%で、合計すると、12.3%が迷惑をかけていると思っている。これに対して「あまりそう思わない」が43.1%、「全くそう思わない」が38.7%となっており、合計すると81.8%があまりまたは全く迷惑をかけたり教育的な問題を与えていないと思っていることになる。

また、高級シティホテルとの比較では、表3-8にあるように「性的行為に利用されていること」では36.1%が、「不倫に利用されていること」では34.6%が、「売春や援助交際に利用されていること」では24.2%が高級シティホテルとモーテル・ラブホテルが同じくらい利用されていると答えている。特に、「不倫に利用されていること」では、14.1%の営業者が高級シティホテルの方が利用者が多いと答えている。

以上、2つの図表から明らかになったことをまとめると、営業者は近隣に迷惑をかけたり教育的な問題を与えていないと思い、また、一部の営業者は高級シティホテルも自分たちと同じかそれ以上に性的行為のために利用されていると考えている。

図3-13 近隣住民に迷惑をかけていると思うか
(n=232)

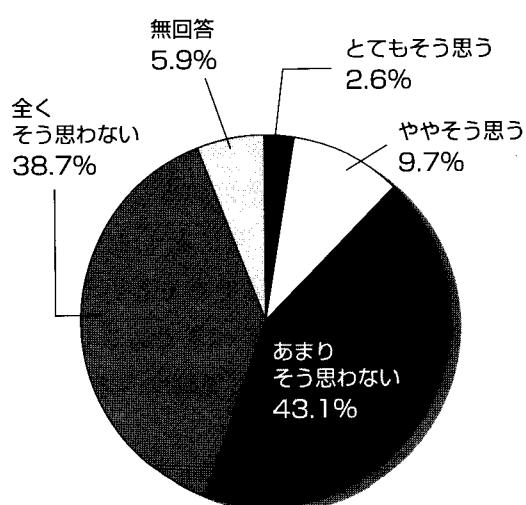


表3-8 高級シティホテルと比較してどう思うか
(n=269) (%)

	性的行為に利用されていること	不倫に利用されていること	売春や援助交際に利用されていること
ラブホテルの方が多い	43.9	26.4	17.5
同じくらい	36.1	34.6	24.2
シティホテルの方が多い	2.6	14.1	10.0
わからない	12.6	17.8	41.3
無回答	4.8	7.1	7.1
合 計	100.0	100.0	100.0